

令和8年4月23日
障 害 福 祉 部
障害者地域生活課

世田谷区立知的障害者生活寮条例の一部を改正する条例

1 主旨

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）が改正された。これに伴い、規定の整備を図る必要があるため、世田谷区立知的障害者生活寮条例（以下、「本条例」という。）の改正を令和8年区議会第一回臨時会に提案する。

2 改正内容

本条例において、世田谷区立知的障害者生活寮の利用対象者として障害者総合支援法に規定されている「就労移行支援」及び「就労継続支援」の利用者と定めている。このたび、障害者総合支援法の改正により、引用する条項番号にずれが生じたため、引用条項番号を改正する。

3 施行日

公布の日

4 新旧対照表

別紙のとおり

5 今後のスケジュール（予定）

令和8年5月 区議会第一回臨時会に条例改正案を提出

世田谷区立知的障害者生活寮条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○世田谷区立知的障害者生活寮条例 平成4年11月13日条例第65号</p> <p>改正</p> <p>平成9年3月12日条例第23号 平成10年10月6日条例第49号 平成11年3月11日条例第9号 平成12年3月13日条例第58号 平成12年10月2日条例第99号 平成15年3月13日条例第24号 平成17年9月29日条例第63号 平成18年3月14日条例第35号 平成18年6月20日条例第54号 平成24年3月6日条例第3号 平成24年6月26日条例第33号 平成25年3月5日条例第15号 令和5年6月27日条例第41号 <u>令和8年月日条例第号</u></p> <p>世田谷区立知的障害者生活寮条例 目次 (略)</p> <p>第1章 設置等 (目的及び設置) 第1条 (略) (定義) 第2条 この条例において「就労等支援」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第14項に規定する就</p>	<p>○世田谷区立知的障害者生活寮条例 平成4年11月13日条例第65号</p> <p>改正</p> <p>平成9年3月12日条例第23号 平成10年10月6日条例第49号 平成11年3月11日条例第9号 平成12年3月13日条例第58号 平成12年10月2日条例第99号 平成15年3月13日条例第24号 平成17年9月29日条例第63号 平成18年3月14日条例第35号 平成18年6月20日条例第54号 平成24年3月6日条例第3号 平成24年6月26日条例第33号 平成25年3月5日条例第15号 令和5年6月27日条例第41号</p> <p>世田谷区立知的障害者生活寮条例 目次 (略)</p> <p>第1章 設置等 (目的及び設置) 第1条 (略) (定義) 第2条 この条例において「就労等支援」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第13項に規定する就</p>

改正後	改正前
<p>労移行支援、法第5条第15項に規定する就労継続支援その他の障害者に対する就労等に係る支援をいう。</p> <p>第3条～第32条 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p><u>附則(令和8年 月 日条例第 号)</u></p> <p><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>	<p>労移行支援、法第5条第14項に規定する就労継続支援その他の障害者に対する就労等に係る支援をいう。</p> <p>第3条～第32条 (略)</p> <p>附則 (略)</p>